

こ 数年、専門委員という立場で裁判所の民事訴訟の現場に立ち会っている。近年の訴訟では、医療事故や建築に関する紛争、知的財産に関する争い、そしてコンピュータシステムの開発に関するトラブルなど、高度に専門的な内容に関連するものが増えてきている。このような専門的な訴訟で正しい判断を下すには、裁判官は争いに関する専門的な内容についての正確な理解が欠かせない。このためにそれぞれの分野の専門家が裁判に関与し、専門領域に関する正しい理解を助けるための説明など裁判官に対するアドバイザー的な役割を果たすものとして専門委員の制度が設けられている。筆者は、主としてソフトウェア開発にかかわる紛争の裁判に、IT分野の専門委員として数年前から関与してきている。

そこで争われる内容はさまざまで、開発が途中で頓挫した、できあがったシステムが意図したものとは異なり使い物にならない、使ってみると障害が起こって大きな損害を被った、などなど旧態依然としたトラブルの数々である。トラブルの形は多種多様であるが、その底流に共通しているのは、受注者（開発側）と発注者（利用者）の信頼関係の崩壊である。オーダーメイドのソフトウェア開発は、言うまでもなく、受注者だけでは完成することはできない。発注者と受注者の共同作業であり、システムの完成という共通の目標に向けて、相互が信頼関係を結び、協力して開発をやり遂げるという態度が成功への基本である。具体的には、受注側が負う「プロジェクトマネジメント義務」と発注側が負う「協力義務」をそれぞれが果たすことである。受注側（開発側）は納入期限までにシステムを完成させるために適切に開発を進めるのはもちろん、発注側の開発へのかかりについても開発の専門家として管理し、開発に支障をきたさないように適切に働きかけることが求められる。この意味で、一般に言われるプロジェクト管理よりも、より広範な管理が求められる。一方、発注者も開発の過程において内部の意見調整を的確に行い、どのようなシステムを開発するのかについて適時適切

な意思決定を行うなど、開発に必要な協力を行うべき義務を負っている。高いお金を払って任せただけから、と一切を受注側に押し付ける態度は、開発失敗の大きな原因になる。

ここには、ほかの契約とは異なるソフトウェア開発契約の特徴が反映されている。一般の売買契約の場合、契約の時点で対象物は現に存在しており、それについての双方の認識に大きな違いはない。これに対して、ソフトウェア開発のような開発型契約では、契約時点では対象物は存在せず、きわめて概括的に示された仕様しかないため、対象物に対する認識に隔たりがある可能性が高い。そのため、契約を履行する中で双

応
般

[シニアコラム]

IT好き放題



[No.57]

裁判から見える ソフト開発の現場

方が協議しながら徐々に仕様を具体化し、合意しながら、実装されてはじめて対象物の姿が明確になる、という特徴がある。また、このような対象物の仕様の確定に限らず、全開発工程を通して日々新たな課題に直面するので、限られた工期の中でこれに対処するには開発のすべての工程において発注者と受注者が十分に協力することが必要不可欠である。

このような両者の共同作業の成功のためには、互いの信頼関係がそれを支える基礎となる。ソフトウェア開発にとって、ソフトウェア工学をはじめとする先進的な技術は強力な武器であることに疑いはないが、同時にプロジェクトにかかわる人と人の信頼というきわめて人間的な関係がもう1つの欠かせない重要な要素である。こんな当たり前のことを、裁判を通して改めて実感しているこの頃である。

蛇足ではあるが、冒頭で述べた裁判所の専門委員は医師、弁理士、建築士や不動産鑑定士など公的な資格を持った方の中から選ばれている。一方、IT分野ではそのような公的な資格がないため選任が難しいと聞く。本会が知的財産専門委員の推薦を行っているのと同様に、IT専門委員についても認定情報技術者の資格制度を活用するなどして推薦するのも一案と考えられるだろうか？

(2015年8月9日受付)

松田晃一 Kohichi MATSUDA

(独) 情報処理推進機構

[名誉会員] matsuda@ipa.go.jp

1970年京都大学大学院修士課程修了、電電公社入社。コミュニケーション科学研究所長、先端技術総合研究所長など歴任。2000年NTTアドバンステクノロジ社代表取締役常務。2009年IPA SEC所長、2012年よりIPA顧問。